

露店出店者自動車の届出等について

■指定駐車場以外への駐車禁止

- ・近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車はしないでください。違反した場合は、出店許可を即時取り消し次回以降の出店は認めません。

■交通規制区間の通行

- ・原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。
- ・以下の車両通行可能時間に限り、資材及び商品の搬出入の際に同区間を通行する通行許可証を発行しますので、希望する場合は、必ず提出期限内（7月10日（金））に「自動車検査証（水色のA6サイズ（約105mm×178mm）の写し）を提出してください。
- ・通行可能時間中であっても、歩行者が優先ですので、徐行で走行してください。
- ・いかなる理由であっても違反があった場合は、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店は認めません。

交通規制日時	車両通行可能時間(通行許可証が必要)
令和8年8月22日(土) 11:00~21:00	令和8年8月22日(土)11:00~12:00、20:00~21:00

キリトリ

露店出店者自動車届出票

上記のルールおよび開設者・警察の指示を遵守することを約束し、
第101回謙信公祭で利用する出店者の車を以下のとおり届け出ます。

出店者	(氏名)	(電話番号)
運転者	(氏名)	(電話番号)

	車ナンバー	色・メーカー・車種	通行許可対象車両
①	—		
②	—		
(例)	長岡 100 あ 01-23	白 トヨタ ハイエース	○

※ 規制区間の通行許可は1台のみとし、該当する車両に○を記入してください。

※ この届出票は、公共の場所や指定禁止エリアでの駐車を許可するものではありません。